

新居浜市ごみステーションの設置及び管理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみステーションの設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、ごみ収集作業の安全を確保するとともにその効率化を図り、もって良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不燃ごみ等 家庭系一般廃棄物のうち、可燃ごみ以外のごみをいう。
- (2) 自治会等 自治会その他これに準ずる組織をいう。

(設置基準)

第3条 ごみステーションを新たに設置する場合の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとし、ごみステーションの管理者（以下「管理者」という。）を置くものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 可燃ごみのごみステーションは、10世帯につき1か所設置できるものとする。
ただし、集合住宅のごみステーションについては8世帯につき1か所設置できるものとする。

- (2) 不燃ごみ等のごみステーションは、30世帯につき1か所設置できるものとする。

2 前項に規定する基準を満たさないことから新たにごみステーションを設置できない場合は、管理者の承諾を得て、既存のごみステーションを利用するものとする。

(設置場所)

第4条 ごみステーションの設置場所は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 収集作業時における安全及び道路の通行が確保されていること。
- (2) 利用世帯数に対して十分な広さがあり、周辺へのごみの散乱のおそれがないこと。
- (3) 収集車が容易に進入し、かつ、通り抜けができる道に面していること。
- (4) 直接ごみの積込みができる位置にあり、収集に当たり収集車が後進をする必要が

ないこと。

(5) 電柱、樹木、水路、駐車車両等の障害物がないこと。

(6) ごみの不法投棄対策がなされ、維持管理が容易であること。

(7) ごみステーションの用に供しようとする土地の所有者その他関係者の承諾を得ていること。

2 新設の集合住宅のごみステーションについては、建築確認申請又は開発許可申請時に、その構造及び設置場所、管理者等について協議し、決定するものとする。

(申請者)

第5条 ごみステーションの新設、変更、休止、再開又は廃止（以下「新設等」という。）の申請は、自治会等の承諾を得た後、当該自治会等の代表者等が行うものとする。

2 集合住宅のごみステーションの新設等の申請は、当該集合住宅に係る事業者、所有者又は住宅管理者が行うものとする。

(申請)

第6条 前条の規定による申請を行おうとする者（次項において「申請者」という。）

は、新設等を行おうとする日の2週間前までに、ごみステーション設置等申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容審査及び現地調査によりその適否を決定し、その結果について前項の申請書の受理日から10日以内に申請者に通知するものとする。

3 道路工事等によりごみステーションを一時的に移動し、又は休止しようとするときは、当該工事等の施行者は、事前に市長及び自治会等と協議の上、ごみ収集業務に混乱が生じないように適切な措置を講じるものとする。

(維持管理)

第7条 管理者は、きれいなまち新居浜をみんなで作る条例（平成13年条例第32号）等に基づいて地域環境美化に努めるとともに、自らの責任においてごみステーションを維持管理するものとする。

2 管理者は、必要に応じてごみステーションを利用する者に対して協力を求め、又は指導を行うものとする。

3 管理者は、収集作業が円滑に行われるように、ごみステーション及びその進入路に

車両その他障害物が放置されないように管理するものとする。

- 4 管理者は、周辺環境の変化等によりごみステーションが第4条第1項各号に掲げる要件に適合しなくなった場合は、速やかに適切な措置を講じるものとする。
- 5 ごみステーションを利用する者は、ごみステーション及びその周辺を常に清潔に保つように努めるものとする。
- 6 市長は、前各号の規定に違反していると認めるごみステーションがある場合は、管理者、ごみステーションの利用者等に対して必要な指導を行うことができる。

(看板)

第8条 一般廃棄物処理実施計画の規定によりごみステーションに設置する看板の標準様式は、第2号様式のとおりとする。

(地図の閲覧)

第9条 一般廃棄物処理実施計画の規定によりごみステーションの位置を明示した地図(以下この項において「地図」という。)の閲覧を希望する者は、地図の閲覧を市に申し出るものとする。

- 2 前項の閲覧の場所は、市役所ごみ減量担当課とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に市長の承認を得て設置されているごみステーションは、この要綱の規定により設置されたごみステーションとみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

ごみステーション設置等申請書

年 月 日

（宛先）新居浜市長

自治会名等 _____
申請者 役職・氏名 _____
住 所 _____
連 絡 先 (TEL) _____

ごみステーションについて、次のように設置等したいので申請します。

1	場 所	新居浜市	町	丁目	番	号
					番地	号
	地図及び見取図（別紙地図 P - - ）					
※ 別紙添付可。新設の場合は、該当地区のわかる地図を添付してください。						
2	種 類	可燃 ・ 不燃 ・ 総合				
3	内 容	新設 ・ 変更 ・ 休止 ・ 再開 ・ 廃止				
4	理 由	設置場所所有者の要請・道路工事・その他				

5	開始年月日	年	月	日	（ ）から	
	（工事期間	年	月	日	～	年 月 日まで）
6	そ の 他	_____				

以下は記入しないでください。

調 査 内 容 等	
調 査 結 果	承認 ・ 却下 ・ 保留（留意事項）

第2号様式（第8条関係）

ここは、「ごみステーション」です。

ごみステーションに出されている資源物（新聞紙、段ボール等の古紙類・ペットボトル・ガラスびん・缶・布類）は、市が収集します。

条例により、これらを収集し、又は運搬することを禁止しています。

資源ごみの持ち去り禁止

違反した場合は、**20万円以下の罰金**が科されることがあります。

新 居 浜 市